



新潟県報

発行 新潟県

第 31 号

令和5年4月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 471 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 472 種畜証明書の有効期間延長の通報（畜産課）
- 473 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 474 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 475 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 476 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 477 団体営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 478 歳入の徴収又は収納事務の委託（建築住宅課）

公 告

- 一般競争入札の実施（ICT推進課）
- 特定調達契約の契約者等（地域医療政策課）
- 大規模小売店舗の新設（地域産業振興課）

選挙管理委員会告示

- 61 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができなくなった政治団体（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第471号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和5年4月21日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15010	登録年月日	平成15年6月20日				
登録検査機関の名称	協同組合米ネットワーク新潟						
代表者氏名	理事長 飯島 武好						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区南笹口1丁目9番29号						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産精米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	谷内田 功	もみ、玄米、精米、大麦、小麦、大豆	K1516127				
	五十嵐 辰也	もみ、玄米	K1529056				
	相馬 明美	もみ、玄米	K152020012				
備 考	略称『米ネットワーク新潟』令和5年4月21日 農産物検査員3名の登録抹消。検査員合計116名。						

◎新潟県告示第472号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項の規定に基づく令和5年度定期種畜検査において、有効期限内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については、同法第6条第2項の規定に基づき有効期間を6箇月以内に限り延長する旨の通報があった。

令和5年4月21日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第473号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、南魚沼市の大和郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年4月21日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 就任

監事 南魚沼市浦佐4664番地4 石田 幹夫

就任年月日 令和5年4月5日

◎新潟県告示第474号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営山ノ下地区区画整理、農業用排水施設整備(中山間地域農業農村総合整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月21日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年4月24日から令和5年5月24日まで

3 縦覧に供する場所

十日町市役所

4 その他**(1) 審査請求について**

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第475号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営安田地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和5年4月24日から令和5年5月24日まで
- 3 縦覧に供する場所
柏崎市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第476号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上越市の吉川土地改良区の定款の変更を令和5年4月11日認可した。

令和5年4月21日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第477号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和5年4月21日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
十日町市 十日町土地改良区	小坂	農業用排水施設整備 (基盤整備促進)事業	令和4年12月21日

◎新潟県告示第478号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 委託した事務
次の各号に定める歳入の徴収に係る未収金のうち一部の未収金の収納事務
 - (1) 新潟県営住宅条例(昭和35年新潟県条例第6号)第18条の規定により徴収する家賃
 - (2) 同条例第57条の規定により徴収する駐車場使用料
- 2 受託者の氏名又は名称及び住所
弁護士法人 バンビル法律事務所

新潟市中央区医学町通2番町74番地 バンビル801号室

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式（その28）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年4月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式（その28）の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和5年4月21日（金）から令和5年5月9日（火）まで、新潟県知事政策局ICT推進課ホームページでダウンロードすること。

URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>

(2) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年5月31日（水） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本件入札に係る入札説明書（仕様書を含む）の交付を受けている者であること。

(3) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(4) 指名停止期間中の者でないこと。

(5) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和5年4月21日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和5年5月17日(水) 午後5時まで

イ 提出方法

本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号:950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班

電話:025-280-5953

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和5年5月24日(水)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(3) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び調達契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System Network Devices

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. May 31, 2023

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

ICT Promotion Division

Governor's Policy Bureau

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

特定調達契約の契約者等について(公告)

特定調達契約について契約者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月21日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花角 英世

1 調達件名及び数量

医療情報システム 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部地域医療政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
令和5年3月29日
- 6 契約者の氏名及び住所
日本電気株式会社
新潟県新潟市中央区万代3丁目1番1号
- 7 契約金額
1,669,800,000円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年4月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称)ラ・ムー長岡店
所在地 長岡市喜多町337-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 株式会社西源
 - 法人代表者氏名 代表取締役 大賀 昭司
 - 住所 長野県松本市小屋南二丁目9番25号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社西源
 - 法人代表者氏名 代表取締役 大賀 昭司
 - 住所 長野県松本市小屋南二丁目9番25号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年12月6日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計1,636平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計80台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計120台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり

- ・面積 計84.0平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計18.30立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社西源
24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 2箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設1
午前6時00分から午後10時00分
- 7 届出年月日
令和5年4月5日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和5年4月21日から令和5年8月21日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、令和5年4月1日以後政治活動(選挙運動を含む。)のために、寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和5年4月21日

新潟県選挙管理委員会
委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党小須戸支部	阿部松雄	矢部司	新潟県新潟市秋葉区小須戸94-1
自由民主党新潟県新潟市秋葉区第二支部	阿部松雄	矢部司	新潟県新潟市秋葉区小須戸4652-1

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
---------	--------	----------	------------

稲毛明後援会	町田 抔	松崎良継	新潟県阿賀野市畑江219-1
伊藤勝美をはげます会	伊藤勝美	伊藤美佐子	新潟県五泉市石曾根7998番地の2
大嶋ゆきこを応援する会	大嶋由紀子	大嶋光	新潟県十日町市四日町1419-2番地
大平えいじ後援会	住安正信	住安正信	新潟県魚沼市穴沢130番地
おかやま秀義後援会	岡山秀義	岡山文丸	新潟県燕市粟生津25番地
加藤武男後援会	新井正巳	加藤愛子	新潟県柏崎市西山町坂田386番地7
かおる会	山岸信一	宇留間太久治	新潟県新潟市中央区大島166-16
倉島良司後援会	佐藤博	能勢山一男	新潟県阿賀野市駒林1139
黒岩ようこう後援会	黒岩揺光	黒岩揺光	新潟県南魚沼市余川2655番地7号
桑原郁夫後援会	桑原郁夫	小林光子	新潟県魚沼市佐梨684番地2 佐梨岡部ビル 2階
五泉市“まち”づくりの会	小澤昌司	伊藤美佐子	新潟県五泉市石曾根7998番地の2
佐々木かおるを育てる会	佐々木薫	宇留間太久治	新潟県新潟市中央区大島166-16
チームしらFC	品田史夫	品田史夫	新潟県柏崎市東本町1-6-12モーリエ III 1 F
遠田延雄後援会	遠田延雄	上村洋治	新潟県十日町市川治845番地
十日町の将来を心配する会	樋口明弘	樋口明弘	新潟県十日町市川治820-5
名古屋豊応援クラブ	名古屋豊	名古屋孝行	新潟県三条市西瀬7-21
西脇厚後援会	西脇厚	平井一己	新潟県新潟市江南区曾川乙343番地2
ふるさと三条未来連合	佐藤光太郎	大竹保仁	新潟県三条市西瀬7-21
みながわ忠志応援団	皆川忠志	皆川ムツ子	新潟県南蒲原郡田上町原ヶ崎1268-23
宮澤一照後援会(宝照会)	宮澤一照	宮澤恵美	新潟県妙高市大字関山妙高山国有林内
宮沢さやか後援会	渡辺幸明	宮澤大輔	新潟県北蒲原郡聖籠町網代浜1074
山家ゆうへい後援会	山家悠平	羽鳥好也	新潟県十日町市木落688-1
よしおかしずおと一緒に歩こう 会	吉岡静夫	吉岡静夫	新潟県糸魚川市田伏466
吉村重敏後援会	原山文男	福島徳治	新潟県十日町市中条甲1906番地